

〔『法学新報』第一二一卷二（一三一）号

明治三十五年二月十日〕

東京法学院記事

○競争論文 前号に掲載したる同院の新施設競争論文に関する穂積博士の撰定にかかる研究問題は左掲三題にして右研究の結果来る十六日を期し此問題に關聯する一題を副島学士に於て提出し即席に論文を草せしめ其審議の結果優等者十二名には夫夫賞与あり了て副島学士の提出論文の講評あり又穂積博士の研究問題に就ての説明ある筈なり

一、 国体の区別

二、 国会権限の比較研究

三、 三権分立の主義

○討論会 本月十六日午後一時より開会す其討論会は左の如

くにして中村博士出席説明の勞執らるる筈

国家は他国を亡ぼすの権利ありや

○討論会の優等者 旧臘同院に於て開会したる「甲は自己所有の動産を乙に売却することを約し未だ其引渡を了せず、甲は引渡を為すに非されは所有權を移転せざるものと信し更に之を丙に売渡し其代金を受領したり但丙は善意なり此場合甲の处分

如何」の討論題に付き豊島法学博士の撰拔したる優等者二名は下の如く消極論者川上清氏の趣旨は「本問題か問はんとする所は刑法七十七條四項に所謂法律規則なる語は刑法規にあらざる一般法令をも包含するや否や右四項は同条二項の例外を為すものなるや否やに在り予は之に対し二箇の論拠に因り消極的断案をトさんとす即ち（一）若し所謂法律規則が一般法令を意味すとせは同条二項の例外となり法令の不知に因る事実錯誤の場合に於て其不知に基き欠如する犯意を擬制的に存在すと認めざるへからず然れども如此は刑法上容るへからざる觀念なるは勿論法令を知悉すべき義務の違背に対する制裁としては酷に失し其の結果法令を知りて之に違背したるものより重刑に処せらるるか如き不公平なる場合を生すへし（二）加之七十七條に於ける四項の位置よりするも一般法令を含まざるや疑なし同条二項三項の贅文なるは予も亦疑はすされと苟くも独立の条項を成す上は立法者は之に独立の範囲を与へたりと言はざるを得ず予は一項は惹起せられたる事実と惹起したる者の意思との間に連絡なき場合二項は此連絡あるも罪たる事実を知らざる場合三項は連絡あり罪たる事実を知るも其重き罪たる事実なるを知らざる場合の規定にして二項は一項の適用なきを前提とし三項は二項の適用なきを前提として各適用せらるべく従て四項は前三項の適用適用なきを前提として適用せられ決して二項に対し例外をなすものに非す即ち單に刑法が罰し居ることを知らざるを以て犯意なしとするを得すと規定するものと信す是れ予か本間に對し消極的断定を為す所以なり云々」にして積極論者鈴木部氏の趣旨は「此

開くべき都合にて同会理事松林鈴木の二氏は目下其準備に奔走
中なり

問題は甲に犯意ありや否に因りて決せらる余は積極を主張し且冒認罪を以て処断すべきものなりと信す然るに反対論者は曰く罪たる所為を為すの意思のみ之を犯意と云ひ得るのみ然るに甲は事実に於て他人の物を売却せんとするの意思なし岡田氏の法の錯誤とは之なり已に犯意なし苟くも刑法上特に過失を罰する場合にあらざる限りは其責任なき素より言ふを待たず從て甲か刑法上無責任なるへきは明かなるに非すやと惜哉其学理に偏して刑法典を無視せることを余は法理論として素より論者の説に首肯す唯刑法七七、四あるを如何せん若し論者の説の如くせず七七、四是全く無用の贅文に帰すへし而して法文を無視して学理に偏するは近時の通弊なり学者の名譽とする所は必しも司法家の名譽に非す是に於てか七七、四是之を広義に解し刑法規以外の法律規則をも包含するものとして始めて七七、四是贅文たらざるへく刑法の目的も亦之を達することを得へし論者は何故に此に所謂法律規則なる意義を刑法規以外に拡張すべからずとなすや試みに一三九を見よ二五四に見よ廣く一般の法規の意味に於ける用例は吾刑法上諸所に散見するにあらずや是れ予の積極論を主張せんとする所以なり況んや甲に過失あり惡意あり之を処罰せざるは却て刑法の大主義に反するに於てをや大審院の判決例も亦此の如し然るに若し論者の如く論する時は人あり親王妃は皇族に非すと信して之に危害を加へんとしたる場合にも尚無罪なりとなさざるを得ず何となれば是れ皇室典範の錯誤にして而かもこは刑法規に非されはなり云々なりし

○練弁会議会演習 同会にては今明月中に第一回議会演習を